

平成27年度
事務事業評価（最終評価）報告書

八代市
平成28年2月

目次

1	最終評価とは	1
2	評価の流れ	2
3	パブリックコメント手続による外部評価の結果と最終評価	
	（1）意見が提出された事務事業	2
	（2）意見が提出されなかった事務事業	3
4	パブリックコメント手続による意見・外部評価結果及び最終評価結果（事業別）	
	・総合福祉センター管理運営事業	4
	・坂本地域福祉センター管理運営事業	5
	・泉地域福祉センター管理運営事業	6
	・泉憩いの家管理運営事業	7
	・児童虐待防止事業	8
	・母子家庭等自立支援対策事業	9
	・総合体育館施設整備事業	10
	・千丁体育館管理運営事業	11
	・農業振興地域整備計画管理事業	12

1 最終評価とは

内部評価を実施した事務事業の中から過年度に外部評価（市民事業仕分け）が実施されたもの等を除外した64事務事業について、昨年度までの「八代市行政評価外部評価委員会」による評価の方法に代えて、平成27年9月9日から平成27年11月13日の間、パブリックコメント手続による市民からの意見公募の方法により外部評価を実施しました。

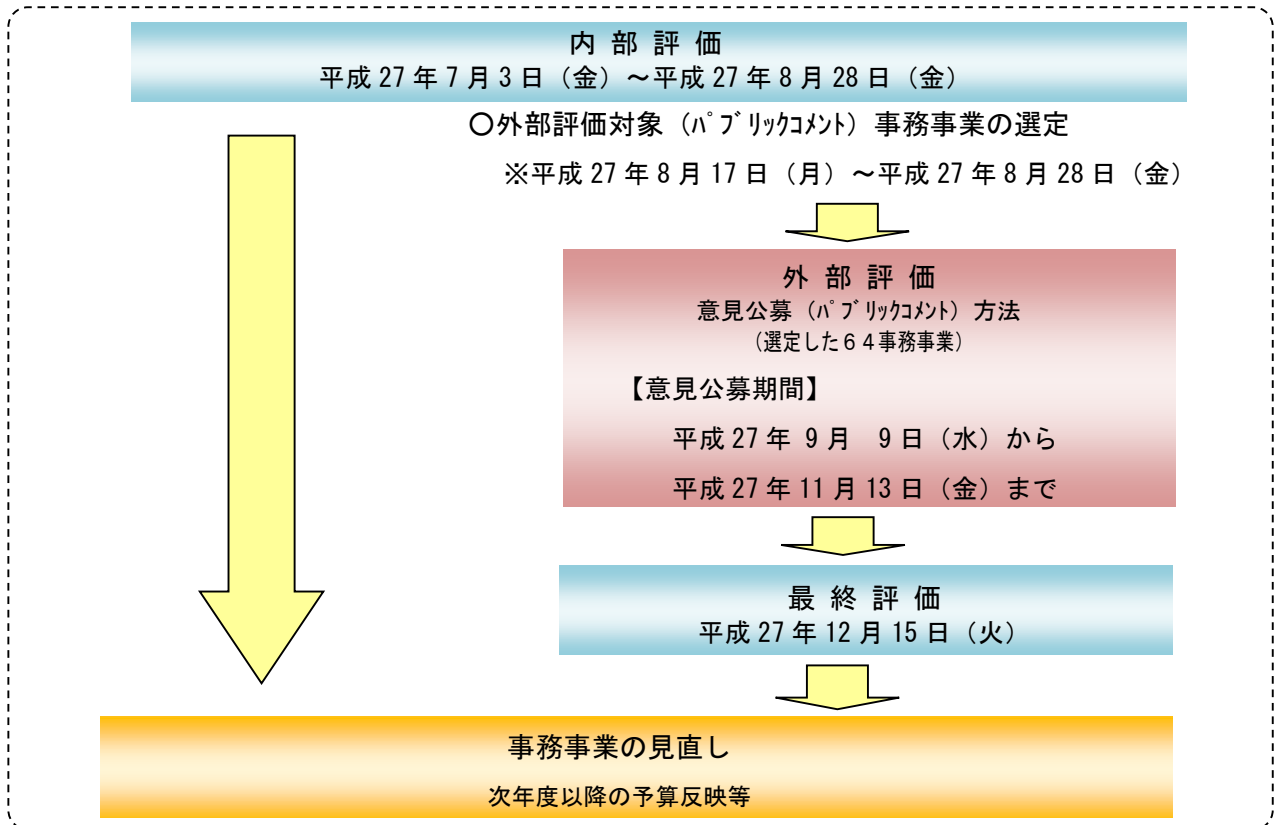
この外部評価（パブリックコメント）の意見等を受けて、まず、事務事業を所管する課かいが対応方針を整理しました。その後、八代市行財政改革推進本部（本部長は市長）において、外部評価（パブリックコメント）の意見等及び課かいが整理した対応方針の内容を踏まえて、それぞれの事務事業を今後、どのように展開していくのかという基本的な考え方を審議する「最終評価」を行い最終的な評価及び対応方針を決定しました。

（評価の区分）

ア 不要（廃止）	
イ 民間実施	
市による実施	ウ 民間委託の拡大・市民等との協働等
	エ 要改善
	オ 現行どおり
	カ 規模拡充

なお、「対応方針」の中には、市民生活への影響なども考慮し、複数年かけてその見直しに取り組む場合もあります。そのため、すべての事務事業が直ちに、対応方針のよう見直しがされるものではありませんので、あらかじめご理解ください。

2 【評価の流れ】



3 パブリックコメント手続による外部評価の結果と最終評価

(1) 意見が提出された事務事業 ※意見数・・・11件

No.	事務事業名	担当課	外部評価結果 (パブリックコメント)	最終評価結果
1	総合福祉センター管理運営事業	健康福祉政策課	市(現行どおり)	市(要改善)
2	坂本地域福祉センター管理運営事業	健康福祉政策課 (坂本健康福祉地域事務所)	市(要改善)	市(現行どおり)
3	泉地域福祉センター管理運営事業	健康福祉政策課 (泉健康福祉地域事務所)	市(要改善)	市(現行どおり)
4	泉憩いの家管理運営事業	健康福祉政策課 (泉健康福祉地域事務所)	市(現行どおり)	市(現行どおり)
5	児童虐待防止事業	こども未来課	市(民間委託拡大・市民協働等)	市(現行どおり)
6	母子家庭等自立支援対策事業	こども未来課	市(要改善)	市(現行どおり)
7	総合体育館施設整備事業	スポーツ振興課	市(民間委託拡大・市民協働等)	市(現行どおり)
8	千丁体育館管理運営事業	スポーツ振興課	市(要改善)	市(民間委託拡大・市民協働等)
9	農業振興地域整備計画管理事業	農林水産政策課	不要(廃止)	市(現行どおり)

(2) 意見が提出されなかった事務事業

No.	事務事業名	担当課	最終評価結果
1	消防団育成及び消防団員教育事業	危機管理課	市(現行どおり)
2	消防施設整備事業	危機管理課	市(現行どおり)
3	安全衛生・職員の健康管理事業	人事課	市(現行どおり)
4	臨時職員関係等事業	人事課	市(現行どおり)
5	職員採用・昇任試験事業	人事課	市(規模拡充)
6	視察随行事業	人事課	市(現行どおり)
7	職員派遣事業	人事課	市(要改善)
8	九州新幹線対策関係事業	企画政策課	市(要改善)
9	インターネットサーバ管理事業	情報政策課	市(現行どおり)
10	振興センターいずみ管理運営事業	泉支所地域振興課	民間実施
11	振興センター五家荘管理運営事業	泉支所地域振興課	民間実施
12	資産税賦課徴収事務事業	資産税課	市(要改善)
13	消費者の自立支援事業	市民活動政策課	市(規模拡充)
14	し尿処理施設整備事業	環境課	市(現行どおり)
15	シルバーワークプラザ管理運営事業	健康福祉政策課	市(要改善)
16	柿迫いきがいセンター管理運営事業	健康福祉政策課 (泉健康福祉地域事務所)	市(要改善)
17	介護予防送迎事業	健康福祉政策課 (泉健康福祉地域事務所)	市(要改善)
18	五家荘デイサービスセンター管理運営事業	健康福祉政策課 (泉健康福祉地域事務所)	市(要改善)
19	障害福祉計画等策定事業	障がい者支援課	市(現行どおり)
20	身体・知的障がい者相談事業	障がい者支援課	市(現行どおり)
21	小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業	障がい者支援課	市(現行どおり)
22	成年後見制度利用支援事業	障がい者支援課	市(現行どおり)
23	婦人保護・家庭児童相談事業	こども未来課	市(現行どおり)
24	年金事務事業	国保ねんきん課	市(現行どおり)
25	徴収事業	国保ねんきん課	市(現行どおり)
26	健康保持増進事業(はり・きゅう助成)	国保ねんきん課	市(現行どおり)
27	乳幼児健康支援事業	健康推進課	市(要改善)
28	健康増進事業	健康推進課	市(要改善)
29	夜間照明施設管理事業	スポーツ振興課	市(民間委託拡大・市民協働等)
30	武道館施設整備事業	スポーツ振興課	市(現行どおり)
31	千丁テニスコート管理運営事業	スポーツ振興課	市(民間委託拡大・市民協働等)
32	中山間地域等直接支払制度事業	農林水産政策課	市(現行どおり)
33	一般農業制度資金利子補給事業	農林水産政策課	市(現行どおり)
34	耕作放棄地解消緊急対策事業	農林水産政策課	市(現行どおり)
35	農村運動広場管理運営事業	農林水産政策課	市(現行どおり)
36	環境保全型農業推進事業	農業振興課	市(規模拡充)
37	各種林業振興団体助成事業	水産林務課	市(要改善)
38	公有林管理事業	水産林務課	市(要改善)
39	水産振興貸付金利子補給事業	水産林務課	市(現行どおり)
40	樋門樋管操作管理事業	土木課	市(現行どおり)
41	市内一円橋梁改修事業	土木課	市(規模拡充)
42	港湾施設改修事業	土木課	市(現行どおり)
43	雨水ポンプ場施設整備事業	下水道建設課	市(現行どおり)
44	教育委員関係事務事業	教育政策課	市(現行どおり)
45	アレルギー対応食提供事業	教育政策課	市(規模拡充)
46	学校給食施設管理運営事業	教育政策課	市(規模拡充)
47	公益財団法人学校給食会運営補助金事業	教育政策課	市(民間委託拡大・市民協働等)
48	芸術文化事業(小学校)	学校教育課	市(現行どおり)
49	保健体育等研修事業	学校教育課	市(現行どおり)
50	教育研究校事業(小学校)	学校教育課	市(現行どおり)
51	図書館施設整備事業	生涯学習課	市(現行どおり)
52	博物館常設展示事業	博物館	市(現行どおり)
53	博物館展示資料調査事業	博物館	市(現行どおり)
54	教育普及活動事業	博物館	市(現行どおり)
55	国有農地管理事業	農業委員会事務局	市(現行どおり)

第27年度 八代市行政評価外部評価(パブリックコメント)の対応方針等整理票

評価票 No.	事務事業名 担当部課	パブリックコメントの方法による外部評価 (市民の意見等)				左記の選択をした理由の補足や、事務事業に対する意見
		評価		視点		
		人数	区分	延数	区分	
4260208	総合福祉センター 管理運営事業 健康福祉部 健康福祉政策課		不要(廃止)		目標の達成手段として適切でない・効果が乏しい	
					市民・団体等が自助努力(自己負担)をすべきである	
					他の事務事業等と重複している	
			民間実施		行政の役割は終了している・民業を圧迫している	
					民間で実施する方がより効率的・効果的である	
			市による実施 (民間委託の拡大・市民等との協働等)		民間委託や市民等との協働・連携の方が事業効果が高い	
					民間委託の方が費用を抑制できる	
			市による実施 (要改善)		事業規模の縮小(内容の見直し)が必要である	
					事業実施期限の設定が必要である	
		1	市による実施 (現行どおり)	/	現行どおり	
	市による実施 (規模拡充)	/	事業規模の拡充			



対応方針の区分	対応方針(市の考え方)等
市による実施(要改善)	◆管理コスト削減等の検討を行ってはいきませんが、老朽化した本施設の維持補修についても優先度や効率性を考慮しながら計画的に進めていきます。

第27年度 八代市行政評価外部評価(パブリックコメント)の対応方針等整理票

評価票 No.	事務事業名 担当部課	パブリックコメントの方法による外部評価 (市民の意見等)				
		評価		視点		左記の選択をした理由の補足や、事務事業に対する意見
		人数	区分	延数	区分	
4260207	坂本地域福祉センター管理運営事業 健康福祉部 健康福祉政策課 坂本健康福祉 地域事務所	不要(廃止)			目標の達成手段として適切でない・効果が乏しい	
					市民・団体等が自助努力(自己負担)をすべきである	
					他の事務事業等と重複している	
		民間実施			行政の役割は終了している・民業を圧迫している	
					民間で実施する方がより効率的・効果的である	
		市による実施 (民間委託の拡大・市民等との協働等)			民間委託や市民等との協働・連携の方が事業効果が高い	
					民間委託の方が費用を抑制できる	
1	市による実施 (要改善)	1	事業規模の縮小(内容の見直し)が必要である	●地域人口減少もあり成果指標が下降傾向も見える。 ●一度内容を見直し検討すべきだと思う。 ●成果を向上させる余地は十分あると思う。		
			事業実施期限の設定が必要である			
	市による実施 (現行どおり)		現行どおり			
	市による実施 (規模拡充)		事業規模の拡充			



対応方針の区分	対応方針(市の考え方)等
市による実施(現行どおり)	<p>◆成果指標(ディサービス利用者数、地域福祉活動支援事業等への参加者数及び施設利用者数)については、地域人口の減少等により下降傾向ですが、坂本地域には通所介護事業所が少ないこと、また、介護保険法改正により、介護予防通所介護については市町村が実施する総合事業に移行したことから、市は現行どおり、責任を持って施設を適正に運営し、地域住民の福祉の増進を図っていく必要があります。</p> <p>また、施設の管理運営及び事業については、八代市社会福祉協議会を指定管理者として実施していることから、今後、同協議会と協議し、事業内容の見直し等を含めた事業の充実を図ることにより、成果の向上に努めていきます。</p>

第27年度 八代市行政評価外部評価(パブリックコメント)の対応方針等整理票

評価票 No.	事務事業名 担当部課	パブリックコメントの方法による外部評価 (市民の意見等)				左記の選択をした理由の補足や、事務事業に対する意見
		評価		視点		
		人数	区分	延数	区分	
4260213	泉地域福祉センター 管理運営事業 健康福祉部 健康福祉政策課 泉健康福祉地域 事務所	1	不要(廃止)		目標の達成手段として適切でない・効果が乏しい	●事業内容はとても素晴らしいと思う。山間地域で高齢化も進んでいる地域なので、このまま続けて頂きたい。 ●自己評価にも書いてあるように事業内容を地域の方にとって頂くことは大切だと思う。
					市民・団体等が自助努力(自己負担)をすべきである	
					他の事務事業等と重複している	
		民間実施		行政の役割は終了している・民業を圧迫している		
				民間で実施する方がより効率的・効果的である		
		市による実施 (民間委託の拡大・市民等との協働等)		民間委託や市民等との協働・連携の方が事業効果が高い		
				民間委託の方が費用を抑制できる		
1	市による実施 (要改善)	1	事業規模の縮小(内容の見直し)が必要である			
			事業実施期限の設定が必要である			
	市による実施 (現行どおり)		現行どおり			
	市による実施 (規模拡充)		事業規模の拡充			



対応方針の区分	対応方針(市の考え方)等
市による実施(現行どおり)	◆泉地域には通所介護事業所が少なく、限られていること、また、介護保険法改正により、介護予防通所介護については市町村が実施する総合事業に移行したことから、市は現行どおり、施設及び設備の維持管理に努め、今後も事業内容の充実や周知の徹底などにより高齢者の利用を促進するとともに、地域で安心して暮らせるよう事業を継続していきます。

第27年度 八代市行政評価外部評価(パブリックコメント)の対応方針等整理票

評価票 No.	事務事業名 担当部課	パブリックコメントの方法による外部評価 (市民の意見等)					
		評価		視点		左記の選択をした理由の補足や、事務事業に対する意見	
		人数	区分	延数	区分		
4260210	泉憩いの家管理 運営事業 健康福祉部 健康福祉政策課 泉健康福祉地域 事務所		不要(廃止)		目標の達成手段として適切でない・効果が乏しい		
					市民・団体等が自助努力(自己負担)をすべきである		
					他の事務事業等と重複している		
			民間実施		行政の役割は終了している・民業を圧迫している		
					民間で実施する方がより効率的・効果的である		
			市による実施 (民間委託の拡大・市民等との協働等)		民間委託や市民等との協働・連携の方が事業効果が高い		
					民間委託の方が費用を抑制できる		
			市による実施 (要改善)		事業規模の縮小(内容の見直し)が必要である		
					事業実施期限の設定が必要である		
		1	市による実施 (現行どおり)		現行どおり		●泉憩いの家がある事で地域の福祉向上につながっていると感じられるので良いと思う。
	市による実施 (規模拡充)		事業規模の拡充				



対応方針の区分	対応方針(市の考え方)等
市による実施(現行どおり)	◆施設の管理運営については、八代市社会福祉協議会を指定管理者として行っていますが、今後とも、高齢者の健康増進と相互の親睦を図ることにより地域福祉の向上につながる施設となるとともに、安全で安心して利用していただけるよう、施設設備の維持管理に努めていきます。

第27年度 八代市行政評価外部評価(パブリックコメント)の対応方針等整理票

評価票 No.	事務事業名 担当部課	パブリックコメントの方法による外部評価 (市民の意見等)				左記の選択をした理由の補足や、事務事業に対する意見
		評価		視点		
		人数	区分	延数	区分	
4260295	児童虐待防止事業 健康福祉部 こども未来課		不要(廃止)		目標の達成手段として適切でない・効果が乏しい	●ニュースで児童虐待の話があり選択した。児童虐待は、家だけではなく外でもある時がある。子供の様子を見て、相談したり、学校や近所の人たちにも話を聞いた方がいいと思う。
					市民・団体等が自助努力(自己負担)をすべきである	
					他の事務事業等と重複している	
			民間実施		行政の役割は終了している・民業を圧迫している	
					民間で実施する方がより効率的・効果的である	
		1	市による実施 (民間委託の拡大・市民等との協働等)	1	民間委託や市民等との協働・連携の方が事業効果が高い	
					民間委託の方が費用を抑制できる	
			市による実施 (要改善)		事業規模の縮小(内容の見直し)が必要である	
					事業実施期限の設定が必要である	
			市による実施 (現行どおり)		現行どおり	
	市による実施 (規模拡充)		事業規模の拡充			



対応方針の区分	対応方針(市の考え方)等
市による実施(現行どおり)	<p>◆住民や保育所、学校などからの児童虐待の通告に対しては、必要に応じて保育園や学校等に話を聞き、確認した上で、家庭訪問などを行っています。児童虐待が確認された場合は、すみやかに県の児童相談所や警察等と連携し対応しています。</p> <p>子どもの養育が困難な家庭や虐待等のリスクが高く支援が必要な家庭については、個人情報取り扱いに十分注意しながら、県の児童相談所や保育所、小・中学校、地域の民生委員・児童委員等と連携し、それぞれのケースに応じた支援を行っています。</p> <p>また、児童虐待防止の啓発を広報紙やホームページ等で行い、市民や機関・団体へ広報、周知し、児童虐待の防止と早期発見に努めています。</p> <p>今後も、市が主体的に役割を持ち、関係機関と連携・協力しながら、現行どおり実施します。</p>

第27年度 八代市行政評価外部評価(パブリックコメント)の対応方針等整理票

評価票 No.	事務事業名 担当部課	パブリックコメントの方法による外部評価 (市民の意見等)				左記の選択をした理由の補足や、事務事業に対する意見
		評価		視点		
		人数	区分	延数	区分	
4260316	母子家庭等自立支援 対策事業 健康福祉部 こども未来課	不要(廃止)			目標の達成手段として適切でない・効果が乏しい	●自立支援対策事業の成果を基に、支援事業計画を見直し行うべきである。
					市民・団体等が自助努力(自己負担)をすべきである	
					他の事務事業等と重複している	
		民間実施			行政の役割は終了している・民業を圧迫している	
					民間で実施する方がより効率的・効果的である	
		市による実施 (民間委託の拡大・市民等との協働等)			民間委託や市民等との協働・連携の方が事業効果が高い	
					民間委託の方が費用を抑制できる	
		1	市による実施 (要改善)	1		
	事業実施期限の設定が必要である					
	市による実施 (現行どおり)		現行どおり			
	市による実施 (規模拡充)		事業規模の拡充			



対応方針の区分	対応方針(市の考え方)等
市による実施(現行どおり)	<p>◆熊本県では、「第3期熊本県ひとり親家庭等自立促進計画」を、平成26年度から平成30年度の5年間の期間で推進しています。この自立促進計画は各計画期間ごとに、実態調査等を行い、ひとり親家庭等の現状や課題に応じて見直しを行い、策定されています。</p> <p>本市においても、県の自立促進計画や、平成27年3月に策定した「八代市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、ひとり親家庭の自立支援を推進し、様々な取り組みを行っています。この支援事業計画については、事業の実施状況の確認や評価を行い、必要に応じて計画を見直すこととしています。</p>

第27年度 八代市行政評価外部評価(パブリックコメント)の対応方針等整理票

評価票 No.	事務事業名 担当部課	パブリックコメントの方法による外部評価 (市民の意見等)				左記の選択をした理由の補足や、事務事業に対する意見
		評価		視点		
		人数	区分	延数	区分	
4260511	総合体育館施設 整備事業 経済文化交流部 スポーツ振興課		不要(廃止)		目標の達成手段として適切でない・効果が乏しい	<ul style="list-style-type: none"> ●市、学校、様々なスポーツ協会と連携して、スポーツを通して交流する ●定期的な外部によるトレーニング講習会の実施 ●会員登録制のカードを作ってスタンプとか増やしていったら割引をする
					市民・団体等が自助努力(自己負担)をすべきである	
					他の事務事業等と重複している	
			民間実施		行政の役割は終了している・民業を圧迫している	
					民間で実施する方がより効率的・効果的である	
		3	市による実施 (民間委託の拡大・市民等との協働等)	3	民間委託や市民等との協働・連携の方が事業効果が高い	
					民間委託の方が費用を抑制できる	
			市による実施 (要改善)		事業規模の縮小(内容の見直し)が必要である	
	事業実施期限の設定が必要である					
	市による実施 (現行どおり)		現行どおり			
	市による実施 (規模拡充)		事業規模の拡充			



対応方針の区分	対応方針(市の考え方)等
市による実施(現行どおり)	<p>◆八代市総合体育館施設整備事業については、市民が安心して利用できる施設(環境)づくりを目指す必要があることから、これからも市が主体となり、計画的な施設整備事業を行います。</p> <p>また、本施設の管理運営においては、平成26年度から民間委託の拡大として、指定管理者制度を導入し、利用者サービスの向上及び経費の節減を図っています。</p> <p>指定管理者であるNPO法人八代市体育協会は、競技大会等を主催・運営する各競技団体と連携・協力しながら施設の管理運営を行っているとともに、各種トレーニングや競技力向上へ向けた講習会などを開催し、スポーツの推進に努めています。</p> <p>今後も、市として指定管理者に対する指導・助言等を行い、更なる利用者サービスの向上を図り、施設の管理運営の充実に努めます。</p>

第27年度 八代市行政評価外部評価(パブリックコメント)の対応方針等整理票

評価票 No.	事務事業名 担当部課	パブリックコメントの方法による外部評価 (市民の意見等)				
		評価		視点		左記の選択をした理由の補足や、事務事業に対する意見
		人数	区分	延数	区分	
4260513	千丁体育館管理 運営事業 経済文化交流部 スポーツ振興課	不要(廃止)			目標の達成手段として適切でない・効果が乏しい	
					市民・団体等が自助努力(自己負担)をすべきである	
					他の事務事業等と重複している	
		民間実施			行政の役割は終了している・民業を圧迫している	
					民間で実施する方がより効率的・効果的である	
		市による実施 (民間委託の拡大・市民等との協働等)			民間委託や市民等との協働・連携の方が事業効果が高い	
					民間委託の方が費用を抑制できる	
		1	市による実施 (要改善)	1	事業規模の縮小(内容の見直し)が必要である	
事業実施期限の設定が必要である						
	市による実施 (現行どおり)		現行どおり			
	市による実施 (規模拡充)		事業規模の拡充			



対応方針の区分	対応方針(市の考え方)等
市による実施(民間委託の拡大・市民等との協働等)	◆市の体育施設として、競技者や地域住民が安心安全に利用できるように、今後も計画的な施設整備を行うとともに、利用者サービスの向上及び経費の節減を目的に、指定管理者制度の導入についても検討していきます。

第27年度 八代市行政評価外部評価(パブリックコメント)の対応方針等整理票

評価票 No.	事務事業名 担当部課	パブリックコメントの方法による外部評価 (市民の意見等)				
		評価		視点		左記の選択をした理由の補足や、事務事業に対する意見
		人数	区分	延数	区分	
4260527	農業振興地域整備 計画管理事業 農林水産部 農林水産政策課	1	不要(廃止)	1	目標の達成手段として適切でない・効果が乏しい	●現行の農業振興地域除外手続きについて、時間がかかり過ぎている。これらの制度は一体何年前から始まり、いつからこの制度のまま経緯しているのか喫緊、見直す必要がある。何故ならば、この4～5年をみるだけでも、昨今の経済環境の変化は著しくそれらへの対応は相応のスピードを要する。除外対象地の転用を必要としている利用者は、そのような環境下において経済活動を行っており、一刻でも早く予定事業を推進しなくてはならない。要は、時代の変化に相応な機能を備える必要がある、と考える。
					市民・団体等が自助努力(自己負担)をすべきである	
					他の事務事業等と重複している	
			民間実施		行政の役割は終了している・民業を圧迫している	
					民間で実施する方がより効率的・効果的である	
			市による実施 (民間委託の拡大・市民等との協働等)		民間委託や市民等との協働・連携の方が事業効果が高い	
					民間委託の方が費用を抑制できる	
			市による実施 (要改善)		事業規模の縮小(内容の見直し)が必要である	
					事業実施期限の設定が必要である	
			市による実施 (現行どおり)		現行どおり	
	市による実施 (規模拡充)		事業規模の拡充			



対応方針の区分	対応方針(市の考え方)等
市による実施(現行どおり)	<p>◆農業振興地域制度について 当事業は、昭和44年に制定された「農業振興地域の整備に関する法律」(以下、法)に基づき昭和48年に「八代農業振興地域整備計画」を策定し、事業を実施しています。その目的は「農業の健全な発展を図る」ものであり、その手段として、農用地区域の設定等により農地の転用等を抑制し、優良農地を確保するものです。</p> <p>◆事業主体等について 農業振興地域は法第六条の規定により、県知事が地域を指定し、法第八条の規定により市町村長が農業振興地域整備計画を策定することとなっているため、廃止することは不可能となります。</p> <p>◆農用地区域からの除外手続きについて 県知事との協議期間等を加え、手続きには約半年の期間を要しているため時間がかかり過ぎているという指摘については市も認識しています。一方、農用地区域からの除外等の手続きには、計画変更案の公告・縦覧(30日)、異議申出期間(15日)、県知事の同意を経ることが法で定められており、手続きの方法を市で見直すことはできないところです。 農地の転用を予定している計画者の一刻も早く事業を完了させたいと言う要望に応えるためには県知事との協議期間を短縮することしかできないため、除外の見込みがある案件については事前に県に相談するなど、できるだけ早く手続きが完了するよう努めます。</p>